

令和7年4月16日

会 員 各 位

山口県自動車整備商工組合  
一般社団法人 山口県自動車整備振興会

「てんけん安心見舞金」制度 見舞金請求時における添付書類について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標題の件につきまして、令和7年3月24日から「マイナ免許証（免許情報が記録されたマイナンバーカード）」の運用が開始されたことに伴い、見舞金請求時の提出書類のひとつとなっている運転免許証のコピー添付を廃止し、見舞金請求書（様式Ⅱ）に「免許証の有無」をご記入いただく方式に変更いたします。

また、死亡・重度後遺障害・入通院見舞金請求時に原本をご提出いただく「交通事故証明書」については、今後、コピーでの取り扱いを可といたします。

つきましては、下記の見舞金請求書の様式を一部改訂いたしますのでご確認ください。同日より、即日からご利用ください。

なお、見舞金請求書は全共済ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

敬具

記

1. 変更となる様式

- ①見舞金のご請求に必要な書類（様式Ⅰ）… お客様に請求書類一式を渡すときの表紙
- ②見舞金請求書（様式Ⅱ）…………… 振込先や運転免許証の有無等をご記入いただく書類
- ③事故状況報告書（様式Ⅲ）…………… 死亡・後遺障害・入院・通院の場合に使用
- ④事故状況報告書 フロントガラス損壊見舞金用（様式Ⅶ）… フロントガラス損壊の場合に使用

2. 変更日 即日から変更。（旧様式でご請求いただくことも可能です）

3. 様式の格納場所 全共済ホームページ <https://www.zenkyosai.or.jp/kamei/kanren2.html>

以上

【本件に関するお問い合わせ】

山口県自動車整備商工組合（総務課）TEL:083-902-6650